

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年9月27日
【事業年度】	第34期(自平成29年7月1日至平成30年6月30日)
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
売上高 (千円)	5,811,381	7,114,503	9,150,093	10,930,306	13,572,989
経常利益 (千円)	346,365	43,593	392,319	843,539	994,892
当期純利益 (千円)	313,981	60,691	236,963	536,409	615,863
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	192,100	192,100	192,100	192,100	684,420
発行済株式総数 (株)	1,632,000	1,632,000	1,632,000	6,528,000	14,056,000
純資産額 (千円)	1,408,697	1,450,023	1,640,072	2,160,795	3,725,686
総資産額 (千円)	8,049,135	9,027,145	11,463,658	13,396,757	17,213,822
1株当たり純資産額 (円)	107.90	111.07	125.63	165.52	265.09
1株当たり配当額 (円)	15.00	15.00	15.00	7.50	5.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	24.05	4.65	18.15	41.09	46.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	46.07
自己資本比率 (%)	17.5	16.1	14.3	16.1	21.6
自己資本利益率 (%)	24.8	4.2	15.3	28.2	21.0
株価収益率 (倍)	6.2	39.8	10.2	16.5	22.5
配当性向 (%)	7.8	40.3	10.3	9.1	10.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	528,079	466,605	1,403,111	1,638,301	2,293,632
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	338,676	882,861	2,184,668	1,956,527	2,334,476
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,388	268,828	983,403	343,459	1,459,911
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	876,508	729,081	930,927	956,162	2,375,230
従業員数 (人)	421	579	706	821	1,009
(ほか、平均臨時雇用者数)	(410)	(480)	(431)	(413)	(420)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 平成29年1月1日付、平成29年6月1日付及び平成30年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 第30期、第31期、第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

年月	事項
昭和59年8月	株式会社不二クリニックラボラトリーを大阪府松原市に設立（資本金3,000千円）
平成6年9月	本社を奈良県生駒郡斑鳩町龍田北五丁目6番7号に移転
平成12年2月	商号を株式会社愛ライフに変更、本社を奈良県奈良市北新町59番3に移転
平成12年4月	奈良県指定居宅介護支援事業、奈良県指定居宅訪問介護事業、奈良県指定居宅訪問入浴介護事業、奈良県指定福祉用具貸与事業を開始
平成15年9月	下村建設株式会社の子会社となる
平成16年12月	本社を大阪市西区京町堀二丁目10番2号に移転
平成17年4月	奈良県大和郡山市に第1号となる介護付有料老人ホーム「チャームやまとおおりやま」を開設
平成17年12月	奈良県指定居宅介護支援事業、奈良県指定居宅訪問介護事業、奈良県指定居宅訪問入浴介護事業、奈良県指定福祉用具貸与事業を譲渡、他の介護事業者運営による不動産賃貸サービス事業を開始
平成18年11月	大阪府豊中市に当社最大規模（居室数128室）となる介護付有料老人ホーム「チャームスイート緑地公園」を開設
平成19年2月	代表取締役社長下村隆彦が下村建設株式会社より当社の全株式を取得
平成19年4月	本社を大阪市北区中之島三丁目6番32号に移転
平成19年9月	介護付有料老人ホーム「ケーズグランド河内長野」の事業を譲り受け、ホーム名を「チャーム河内長野」に変更
平成19年12月	商号を株式会社チャーム・ケア・コーポレーションに変更
平成20年9月	介護付有料老人ホーム「ルナハート千里 丘の街」「デイサービス ルナハート」を運営する株式会社つばめ荘（平成22年5月吸収合併）の全株式を取得し、子会社化
平成21年7月	本社を大阪市北区中之島三丁目3番3号に移転
平成21年9月	大阪府豊中市に住宅型有料老人ホーム「チャームヒルズ豊中旭ヶ丘」を開設
平成22年5月	株式会社つばめ荘を吸収合併
平成24年4月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）（現東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場
平成24年8月	京都市山科区に介護付有料老人ホーム「チャーム京都音羽」を開設、運営居室数が1,000室を突破
平成25年10月	本社を大阪市北区中之島三丁目6番32号に移転
平成26年9月	東京都練馬区に首都圏第1号となる介護付有料老人ホーム「チャームスイート石神井公園」を開設
平成28年3月	東京都中野区に介護付有料老人ホーム「チャームスイート新井薬師 さくらの森 弐番館」を開設、運営居室数が2,000室を突破
平成29年2月	東京都新宿区に高価格帯ブランド「チャームプレミア」の第1号となる介護付有料老人ホーム「チャームプレミア目白お留山」を開設
平成30年2月	神戸市中央区に介護付有料老人ホーム「チャームスイート神戸北野」を開設、運営居室数が3,000室を突破
平成30年3月	東京証券取引所市場第二部に上場市場を変更
平成30年7月	東京支社を東京本社に改称、大阪本社と東京本社の二本社制に移行

3【事業の内容】

当社は、有料老人ホームにおいて介護保険法に基づく要支援・要介護認定を受けた高齢者に対して、同法の適用を受ける介護サービスを提供することを主たる業務としております。

当社は、「介護事業」の単一セグメントであり、主に以下の「介護付有料老人ホーム」、「住宅型有料老人ホーム」及び「サービス付き高齢者向け住宅」の展開及び運営を行っております。

(1) 介護付有料老人ホーム

「介護付有料老人ホーム」は、各都道府県から介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた有料老人ホームのことをいい、介護が必要になった場合、施設の従業員が提供する介護サービスを利用できるものがあります。「特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法において、「特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話」とされております。当社は、「介護付有料老人ホーム」を合計42ホーム展開しております。

(2) 住宅型有料老人ホーム

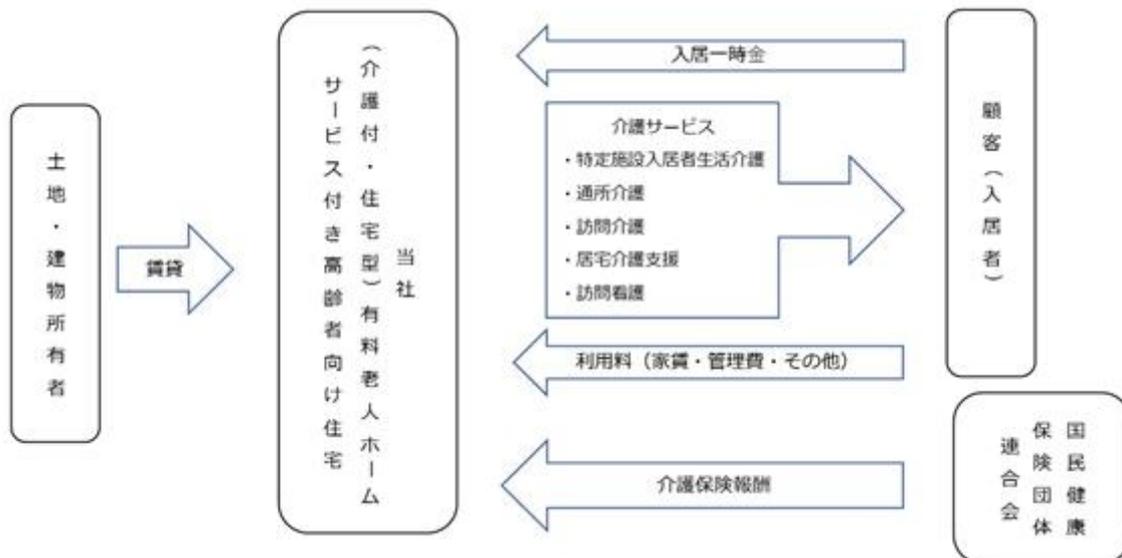
「住宅型有料老人ホーム」は「介護付有料老人ホーム」とは異なり、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていないため、訪問介護等の外部サービスを利用する有料老人ホームであります。したがって、介護が必要な場合は、外部の介護事業者と別途契約し、訪問介護、居宅介護支援、通所介護などの居宅サービスを利用します。当社は、「住宅型有料老人ホーム」を2ホーム展開しており、訪問介護及び居宅介護支援等を併設することで、ご入居者様のニーズに応える体制を整えております。

(3) サービス付き高齢者向け住宅

「サービス付き高齢者向け住宅」は、住宅としての規模・設備等の登録基準を満たし、少なくともケアの専門家による安否確認サービスと生活相談サービスを提供することが義務付けられている高齢者向け賃貸住宅です。当社は、「サービス付き高齢者向け住宅」を2ホーム展開しており、訪問介護及び居宅介護支援事業所等を併設することで、ご入居者様のニーズに応える体制を整えております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



[運営するホームの区分別概要]

平成30年6月30日現在

エリア	形態	ブランド	ホーム数	居室数
首都圏	介護付有料老人ホーム	チャームプレミア	2 ホーム	145室
		チャームスイート	6 ホーム	473室
		チャーム	2 ホーム	114室
	住宅型有料老人ホーム	チャームプレミア	1 ホーム	40室
	小計			11ホーム
近畿圏	介護付有料老人ホーム	チャームスイート	9 ホーム	638室
		チャーム	22ホーム	1,426室
		ルナハート	1 ホーム	98室
	住宅型有料老人ホーム	チャームヒルズ	1 ホーム	103室
	サービス付き高齢者向け住宅	チャームスイート	1 ホーム	93室
		チャーム	1 ホーム	84室
	小計			35ホーム
合計			46ホーム	3,214室

(注) 介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅は介護付有料老人ホームに含めております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,009(420)	40.1	2.6	4,051,450

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、嘱託社員を含む)は、年間平均雇用人員(1日8時間換算)を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が前事業年度末に比べ188人増加したのは、業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。
4. 当社は、介護事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中における将来に関する事項については、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。また、計画、目標等に関してはリスクや不確実性を内包しており、その実現を保証するものではありません。

(1) 経営方針

経営の基本方針

当社は、「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人おひとりの価値観を大切に、お客様にあった魅力的な生活を提案します。」を企業理念とし、「豊かで実りある高齢社会」づくりに貢献することを使命として、企業行動基準及び社員行動指針を定めております。

企業行動基準は、「お客様への約束」、「社会への約束」及び「従業員への約束」からなり、「お客様に魅力的な介護サービスを提供すること」、「積極的に情報開示し、法令を遵守する、社会に信頼される企業であること」、「従業員にチャレンジする機会とやりがいのある職場環境を提供すること」を目指していくことを約束いたします。

また、社員行動指針は、当社の社員が目指すべき姿勢・考え方を示しております。

上記、企業理念、企業行動基準及び社員行動指針に基づき事業を展開することにより社会に貢献するとともに、事業計画を着実に推進することで経営基盤の強化と財務体質の改善に努めてまいります。

目標とする経営指標

当社は介護を必要とするより多くの方々にご利用いただくという観点から入居率及び稼働率を重視しております。また、入居者様に安心して生活いただけるように安定した経営と堅実な成長を続けることを重視し、売上高成長率及び売上高経常利益率を重要な経営指標と位置付け、これらの向上を重視して経営に取り組んでまいります。

中長期的な会社の経営戦略

我が国における高齢者人口は今後も増加していくことが考えられ、これに伴い、高齢者単独世帯も増加し、介護サービスの提供を考慮した高齢者住宅の需要拡大が見込まれます。このような状況のなか、当社は業績拡大にあたり、介護ニーズの伸長が見込まれる首都圏及び近畿圏の都市部において、アッパーミドル～富裕層をターゲットとした高価格帯ブランド「チャームプレミア」シリーズを中心に積極的な新規開設を行い、規模の拡大を行うことが必要不可欠であると考えております。当社は今後も引き続き介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業のさらなる展開を進めていくとともに、介護事業に留まらない安定的な収益基盤を確立するうえで、富裕な高齢者マーケットを主要な対象とする不動産事業の拡大を図ってまいります。

なお、中長期目標として、売上高500億円、運営数100ホームを掲げており、運営居室数の増加に伴い、積極的な事業投資と安定した業績成長を両立し、増収増益を継続できる企業を目指してまいります。

(2) 経営環境

介護業界におきましては、異業種からの新規参入による競争の激化や景気の回復に伴う雇用情勢の活況によって、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。なお、平成30年度の介護報酬改定は、平成27年度の介護報酬引下げに伴う介護事業者の厳しい経営状況及び介護職員の処遇改善の必要性等を踏まえ、小幅ながらも6年ぶりのプラス改定となりました。当社の主たる事業である「介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）」においても、基本単位の引き上げ及び各種加算の創設等が決定しております。

そのような状況のなか、当社は、「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人おひとりの価値観を大切に、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という経営理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスのご提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

介護職における雇用情勢につきましては、平成30年6月の有効求人倍率は3.83倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の1.37倍を大きく上回り、介護職員の確保が課題として顕在化しております。そのような環境のなか、当社ではより良い人材の確保及び定着に向け、処遇改善を行うとともに、従業員それぞれのライフスタイルに応じた働き方の選択肢を増やしました。また、ホーム運営における人員配置の適正化や業務効率化を進めております。今後とも当社は、お客様へより質の高いサービスをご提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりに邁進してまいります。

(3) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下の項目であると認識しております。

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の事業基盤確立

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅につきましては、特定施設の総量規制()の動向に左右されることなく事業を拡大するための基盤作りが必要であると考え、住宅型有料老人ホームとして「チャームヒルズ豊中旭ヶ丘」及び「チャームプレミア田園調布」、サービス付き高齢者向け住宅として「チャーム明石大久保駅前」及び「チャームスイート仁川」の計4ホームを運営しております。当社ではこのビジネスモデルの事業としての基盤確立を図るため、今後も開設するホームの地域特性を考慮したうえで、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の開設を進めてまいります。

労働力の確保

今後の介護サービス需要の拡大に伴い懸念される労働力不足の問題は、当社におきましても重要な経営課題と認識しており、従業員の定着率の向上のため、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などの取り組みを進めてまいります。

コンプライアンス・内部統制の充実

介護保険制度下の事業者として社会的責任を果たすべく、引き続き法令遵守を徹底することに加え、企業経営の透明性と開示情報の正確性を確保させるため、内部統制システムの整備に関する方針を定め、内部統制の構築を推進してまいります。

財務体質の改善

当社は積極的な事業拡大に際して、設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、有利子負債比率が高い水準にあります。このため、今後の企業間競争に耐えうるべく財務体質の改善が急務であると認識しており、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い経営に努めてまいります。

特定施設の総量規制とは、自治体(主に都道府県)が民間による居住系サービスの新規開設を拒否できるという規制であります。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性のある主な事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

介護保険制度について

当社の事業の中心となる介護付有料老人ホーム事業は、介護保険法に定める居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」において、都道府県知事等より「指定居宅サービス事業者」の指定を受け、介護報酬の給付を受けております。「指定居宅サービス事業者」の指定を受けるには、「指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準」（介護保険法に基づく厚生労働省令）を満たしている必要があり、その基準に達しないことで、監督官庁より行政処分を受けた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が運営する住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の場合においても、介護サービスの提供にあたり、介護保険法に定める居宅サービスのなかで必要に応じて「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」「居宅支援事業」のそれぞれの指定が必要であり、各指定基準において監督官庁より行政処分を受けた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社のホームは現在それらの基準をすべて満たしておりますが、今後万が一、上記基準が満たせなくなった場合には、定められた介護報酬よりも減額される可能性があり、また、そうした期間が長期間にわたる場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

平成12年4月1日に施行された介護保険法は、3年毎に各都道府県・各市町村において保険事業計画の見直し、さらには介護保険法附則第2条において、施行後5年目を目途として制度全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされております。平成18年4月1日に施行された改正介護保険法では施設開設における総量規制が取り入れられ、介護報酬については、平成21年、平成24年、平成26年（消費税増税分を補てんする意味合いからの臨時改定）、平成27年及び平成29年（介護職員の処遇改善のための臨時改定）に改定が行われました。

平成27年4月の改定では介護報酬改定率は全体で2.27%の引下げと9年ぶりのマイナス改定となりました。内訳としては、介護職員の賃上げにつながる処遇改善及び手厚い介護に取り組む事業者には加算を拡充する一方、増大する介護費用を抑制するために事業者向け介護報酬単価は平均4.48%の引下げとなりました。

また、平成29年4月の臨時改定では、介護職員の処遇改善を実施するため1.14%の引上げとなりました。なお、この引上げ額はすべて処遇改善のために反映させることとなっております。

平成30年4月の介護報酬改定は、平成27年4月の介護報酬引下げに伴う介護事業者の厳しい経営状況及び介護職員の処遇改善等の必要性を踏まえ、小幅ながらも6年ぶりのプラス改定となりました。

今後も、介護報酬の引下げ等の介護事業者に不利な改正がなされた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

今後のさらなる高齢化に伴い介護サービスニーズの高まりが推測され、異業種からの新規参入や同業他社の事業拡大のスピードが加速されるものと考えられます。よって、当社が事業展開している地域において品質向上のためのコスト増加や価格競争のさらなる激化等が生じる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成18年4月1日の介護保険法改正より続いている特定施設の総量規制が緩和された場合、当社においては新規開設による拡大スピードの加速化といった利点がある半面、競合が激化し新規ホームの入居ペースの鈍化のみならず、既存ホームにおいても入居率の低下につながることも懸念されます。このため、制度改正に伴い、新規参入業者が増加した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

特定事業への依存に関するリスク

当社の事業領域は介護業界のなかでも、介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業に集中しております。施設介護事業を含む介護業界は高齢化に伴う市場ニーズの増大により、今後もさらなる需要拡大が見込まれておりますが、今後の業界動向は介護保険法改正等の様々な外部の影響を受けることとなります。このため、在宅介護を中心とする介護保険制度への転換を意図した介護保険法や老人福祉法の改正等によって、施設介護事業を中心とした事業戦略からの転換を強いられた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

従業員の確保について

「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護付有料老人ホームには、人員に関する基準（資格要件、配置基準）が定められております。また、介護業界の成長に伴い、介護サービスの需要の増大や競争激化による労働力不足が懸念されている状況であります。当社では、事業規模の拡大に伴い、人材の確保・育成に向けて、新卒採用及び中途採用を積極化するとともに、定着率向上のためのキャリアパス制度の再構築をはじめ、処遇改善、人事制度の見直し、教育研修制度の充実などの取り組みを行っております。しかしながら、このような施策の効果が十分に得られず、従業員の確保や配置が進まない場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

新規ホームの開設について

当社は事業拡大にあたり、今後も計画的な新規ホームの開設を進めていく所存ですが、「介護保険制度について」で記載のとおり、平成18年4月1日の介護保険法改正に伴って施設開設に対する総量規制が行われていることから、特定施設の新規開設に当たっては、各都道府県・各市町村の事業計画にしたがった公募に対して、介護事業者が応募し選定を受ける必要があります。当社は各都道府県・各市町村の動向やニーズを適宜把握する等の対応をしておりますが、計画通りに選定を受けることができなかった場合、当社の事業計画遂行に影響を及ぼす可能性があります。さらに、選定を受け、新規ホームが開設できたとしてもご入居者の入居が円滑に進まなかった場合、あるいは従業員の募集が円滑に進まずサービスが提供できない状態が長期間続いた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

有料老人ホームにおける土地・建物に関する契約について

当社が運営する有料老人ホームは、土地の定期借地契約及び建物の賃貸借契約において20年以上の契約期間を定めております。なお、原則としてその期間は解約ができないことから、当社にとっては安定かつ継続的に土地・建物を賃借し運営できる反面、入居率の低下等に伴い利用料金の見直しが必要になった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす場合があります。

差入保証金について

当社は有料老人ホームの新規開設における賃借時に保証金を差し入れております。差入保証金の残高は平成30年6月30日現在2,896,885千円となっており、総資産に占める比率は16.8%であります。

当社は、新規開設の際の与信管理を徹底していますが、賃借先のその後の財政状態の悪化等によって、差入保証金の全部又は一部が回収できなくなった場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債について

当社は今まで新規ホームの開設に伴う設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産に対する有利子負債残高の割合が次表のとおり高い水準で推移しております。

今後の新規ホームの開設は、土地所有者に建物を建築していただき、一括賃借する方法などにより有利子負債増加の抑制を図っているものの、これまでの影響から当分の間は有利子負債依存度が相対的に高い水準で推移していくことが予想されます。

このような状況の中、金融情勢の変化などにより計画どおりに資金調達ができず計画的なホーム開設が困難となる場合や市場金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

	前事業年度末 (平成29年6月30日)	当事業年度末 (平成30年6月30日)
有利子負債残高(千円)	6,606,804	7,259,939
総資産残高(千円)	13,396,757	17,213,822
有利子負債依存率(%)	49.3	42.2

(注) 1. 有利子負債残高は、借入金及びリース債務の合計であります。

2. 有利子負債依存率は、有利子負債残高を総資産残高で除した数値を記載しております。なお、下表に記載の借入契約につきましては、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合には当該借入金の返済もしくは新たな担保権の設定を求められ、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

金融機関名	契約締結日	前事業年度末 借入残高	当事業年度末 借入残高	借入種別
株式会社 三菱UFJ銀行	平成21年3月13日	150,000千円	90,000千円	金銭消費貸借契約
	平成27年7月13日	889,200千円	842,400千円	金銭消費貸借契約
株式会社 りそな銀行	平成25年9月26日	595,024千円	548,368千円	金銭消費貸借契約
	平成27年10月28日	604,200千円	572,400千円	金銭消費貸借契約

リース会計基準変更の可能性について

当社では現在、一部の土地及び建物をオペレーティング・リースにより調達しており、財務諸表上はオフバランスとなっておりますが、リース会計基準等の変更によりオペレーティング・リース対象資産・負債をオンバランス処理することとなった場合には、購入額相当分が計上されることとなるため、当社の自己資本比率が現状より低下する可能性があります（なお、平成30年6月30日現在における土地及び建物に係るリース契約残高の総額は76,922,164千円であります）。

固定資産の減損リスクについて

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後資産の利用状況及び資産から得られるキャッシュ・フローの状況等が悪化し、減損処理が必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について

当社は、平成30年6月末現在、首都圏（東京都）及び近畿圏（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県）において事業を展開しておりますが、これらの地域において予測不能な地震、風水害等の自然災害が発生し、ホームに影響が生じ業務を停止せざるを得ない状況や、建物や設備が損傷しその修復に多大な費用が必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

高齢者向けの事業であることについて

当社の事業は高齢者を対象としているため、ご入居者様がホームで生活をしていく上で移動中の転倒事故等の危険性があると考えております。また、ホーム内では食事や入浴等の介護サービスの提供を行っていることから、ご入居者様の集団感染あるいは食中毒が発生する可能性もあります。

当社は過去の運営実績をもとにした事故防止対策や、うがい・手洗い・アルコール消毒剤等での手指消毒の徹底による感染症の集団発生の予防をはじめとした安全管理や健康管理、あるいはご入居者様への食事の外注先である給食業者への衛生管理の徹底に万全を期するよう取り組んでおりますが、万が一ホーム内での事故や感染症の流行、食中毒等が発生した場合には、当社の信用が低下するとともに訴訟等で損害賠償請求を受ける恐れがあり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ご入居者様が事故や病気等の理由により入院治療が必要となるなど、何らかの理由により一時的に退去者数が増加した場合にも稼働率が低下し、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について

当社の事業を運営するにあたり、ご入居者様あるいはそのご家族様の重要な個人情報を取り扱っております。システム上の情報管理については漏洩防止のため、ファイアーウォールによる外部ネットワークからのアクセス遮断、ウイルス対策ソフトによるマルウェアなどからの保護を実施するほか、原則ノートパソコンなどの電子機器の持ち出しを禁止しております。また、ノートパソコンには、起動時のパスワード管理を実施しており、第三者が容易に起動させることができない設定となっております。以上の対策を厳重に講じておりますが、万が一システム等からの情報が流出し、当社の信用が低下した場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

風評等の影響について

当社の事業は、ご入居者様やそのご家族様のみならず地域住民や介護にかかわる方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しており、従業員には経営理念を浸透させ、安定的かつ質の高いサービスを提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら従業員の不祥事等何らかの理由で、社内、社外を問わず当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、経営成績等という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や金融政策などを背景とし、企業収益や雇用情勢の改善とともに景気の動向も緩やかな回復基調にあります。一方、海外情勢におきましては、政策に関する不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等により、先行きが懸念されております。

介護業界におきましては、異業種からの新規参入による競争の激化や景気の回復に伴う雇用情勢の活況によって、当業界を取り巻く環境は厳しさを増しております。なお、平成30年度の介護報酬改定は、平成27年度の介護報酬引下げに伴う介護事業者の厳しい経営状況及び介護職員の処遇改善の必要性等を踏まえ、小幅ながらも6年ぶりのプラス改定となりました。当社の主たる事業である「介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）」においても、基本単位の引き上げ及び各種加算の創設等が決定しております。

そのような状況のなか、当社は、「高齢者生活サービスを中心として、お客様お一人おひとりの価値観を大切にし、お客様にあった魅力的な生活を提案する」という経営理念を掲げ、開設エリアのお客様のニーズに応じた価格設定及びお客様にとって魅力的な介護サービスのご提供を通じて競争優位性の確保に向けた取り組みを進めてまいりました。

介護職における雇用情勢につきましては、平成30年6月の有効求人倍率は3.83倍（全国平均・常用（パート含む））と全職種平均の1.37倍を大きく上回り、介護職員の確保が課題として顕在化しております。そのような環境のなか、当社ではより良い人材の確保及び定着に向け、処遇改善を行うとともに、従業員それぞれのライフスタイルに応じた働き方の選択肢を増やしました。また、ホーム運営における人員配置の適正化や業務効率化を進めております。今後とも当社は、お客様へより質の高いサービスをご提供できるよう、従業員が働きやすい職場環境づくりに邁進してまいります。

なお、当事業年度における運営状況につきましては、運営ホーム数の合計は46ホーム、居室数は3,214室となりました。ホームの入居状況につきましては、開設2年目を経過した既存ホームにおいて97.2%（前年同期97.0%）と高い入居率を維持しております。また、当事業年度に開設したホームの入居につきましても、順調に進んでおります。

以上の結果、当事業年度における売上高は13,572百万円（前年同期比24.2%増）、営業利益は1,054百万円（同18.3%増）、経常利益は994百万円（同17.9%増）、当期純利益は615百万円（同14.8%増）となりました。

当事業年度における新規開設の状況は以下のとおりです。

案件	所在	居室数	開設年月日
チャームプレミア深沢	東京都世田谷区	85室	平成29年8月
チャームスイート京都立本寺	京都市上京区	75室	平成29年10月
チャーム鶴見緑地	大阪市鶴見区	64室	平成29年12月
チャームスイート宝塚中山	兵庫県宝塚市	52室	平成30年1月
チャームスイート神戸北野	神戸市中央区	60室	平成30年2月
チャーム狛江	東京都狛江市	57室	平成30年3月
チャーム長岡天神	京都府長岡京市	75室	平成30年3月
チャームプレミア田園調布	東京都世田谷区	40室	平成30年4月
合計8ホーム（首都圏3ホーム、近畿圏5ホーム）		508室	

当社は、「介護事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の状況の記載を省略しております。

キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,419百万円増加し、2,375百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動の結果、得られた資金は2,293百万円（前年同期は1,638百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益991百万円、前受収益の増加額1,115百万円及び減価償却費375百万円により資金を得た一方で、法人税等の支払額401百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動の結果、支出した資金は2,334百万円（前年同期は1,956百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出909百万円、差入保証金の差入による支出615百万円及び金銭の信託の取得による支出728百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動の結果、得られた資金は1,459百万円（前年同期は343百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入1,854百万円及び株式の発行による収入973百万円により資金を得た一方で、長期借入金の返済による支出1,050百万円、リース債務の返済による支出74百万円及び配当金の支払額48百万円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

該当事項はありません。

b．受注実績

該当事項はありません。

c．販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)	前年同期比(%)
介護事業(千円)	13,572,989	124.2

(注) 1．最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月30日)		当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
大阪府国民健康保険団体連合会	1,416,990	13.0	1,492,387	11.0

2．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項については、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表を作成するにあたって、当事業年度における資産・負債及び当事業年度の収益・費用の報告数値並びに開示に影響を与える見積りを行っております。当該見積りに際しては、過去の実績や状況に応じて、合理的と思われる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性により、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当事業年度末の資産合計は17,213百万円となり、前事業年度末に比べ3,817百万円増加いたしました。

流動資産は4,243百万円となり、前事業年度末に比べ1,756百万円増加いたしました。この主な要因は、増資による資金調達等により現金及び預金が1,412百万円増加したほか、売掛金が298百万円増加したことによるものであります。

固定資産は12,970百万円となり、前事業年度末に比べ2,060百万円増加いたしました。この主な要因は、有形固定資産が619百万円、金銭の信託が728百万円、差入保証金が588百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末の負債合計は13,488百万円となり、前事業年度末に比べ2,252百万円増加いたしました。

流動負債は4,463百万円となり、前事業年度末に比べ309百万円増加いたしました。この主な要因は、短期借入金が193百万円、1年内返済予定の長期借入金が177百万円減少した一方で、未払金が266百万円、前受収益が258百万円増加したことによるものであります。

固定負債は9,024百万円となり、前事業年度末に比べ1,942百万円増加いたしました。この主な要因は、長期借入金981百万円、長期前受収益が857百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は3,725百万円となり、前事業年度末に比べ1,564百万円増加いたしました。この主な要因は、増資に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ492百万円増加したほか、当期純利益を615百万円計上した一方で、剰余金の配当48百万円を実施したことにより、利益剰余金が566百万円増加したことによるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当事業年度における売上高は13,572百万円(前年同期比24.2%増)となり、前事業年度と比べて2,642百万円の増加となりました。これは主に、開設2年目を経過した既存ホームにおいて97.2%(前年同期比97.0%)と高い入居率を維持するとともに、前事業年度及び当事業年度に開設したホームにつきましても入居が順調に進んだことによるものであります。

(売上総利益)

売上原価につきましては、11,294百万円(同24.8%増)となり、前事業年度と比べて2,245百万円の増加となりました。これは主に、前事業年度に開設した8ホーム及び当事業年度に開設した8ホームの運営経費(労務費、地代家賃、給食費等)が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は前事業年度に比べ397百万円増加し、2,278百万円(同21.1%増)となりました。

(営業利益)

販売費及び一般管理費につきましては、1,223百万円(同23.7%増)となり、前事業年度と比べて234百万円の増加となりました。これは主に、本社部門の強化による人件費、入居者・スタッフの紹介に係る支払手数料、企業規模の拡大に伴う租税公課等が増加したことによるものであります。

この結果、営業利益は前事業年度に比べ163百万円増加し、1,054百万円(同18.3%増)となりました。

(経常利益)

営業外費用につきましては、支払利息60百万円及び株式交付費10百万円等を計上しております。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ151百万円増加し、994百万円(同17.9%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度において、「チャーム南田辺」(大阪市東住吉区、64室)の建設に伴う国土交通省の「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」に係る補助金の交付金額確定により、同補助金62百万円を特別利益の「補助金収入」として計上するとともに、同補助金のうち61百万円を特別損失の「固定資産圧縮損」として計上しております。

その結果、税引前当期純利益は991百万円(同18.2%増)となる一方で、法人税等は375百万円(同24.3%増)となりました。

この結果、当期純利益は前事業年度から79百万円増加し615百万円(同14.8%増)となりました。

また、1株当たり当期純利益は46円09銭となり、前事業年度より5円00銭の増加となりました。

3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フロー」をご参照ください。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の中心事業である介護事業は、介護付有料老人ホームの運営がその大部分を占めております。介護付有料老人ホームは、介護保険法に基づき各都道府県より指定を受け、介護報酬の給付を受けておりますため、介護報酬の基準単価等の給付水準が変更されるような介護報酬の改正がなされた場合には、当社の事業の状況に関わらず、当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

また、今後の介護サービス需要の拡大に伴い懸念される労働力不足の問題は、当社におきましても重要な経営課題と認識しております。当社としましては、人材の確保・育成に向けて、長期的な労働力確保を視野に入れた新卒採用の強化や従業員の処遇改善の充実、キャリアパス制度の適切な運営、実践に即した教育研修の実施などの取り組みを進めてまいりますが、このような施策の効果が十分に得られず、人員の確保に多額のコストが掛かる場合には、当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

c. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は運営資金及び設備資金につき、主として自己資金及び金融機関からの借入により資金調達しており、運転資金については短期借入金で、設備資金については長期借入金で調達することを基本としております。

なお、当事業年度末時点における長期借入金(1年内返済予定を含む)の残高は6,304百万円、短期借入金の残高は714百万円、現金及び預金は2,383百万円となっております。

d. 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

当社は「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (1) 経営方針 目標とする経営指標」に記載のとおり、有料老人ホームの安定した運営の観点から入居率及び稼働率を、また、安定した経営と堅実な成長の持続という観点から売上高成長率及び売上高経常利益率を重要な経営指標と位置付け、これらの向上を重視して経営に取り組んでおります。

当事業年度における、開設2年目を経過した既存ホームにおける入居率は97.2%と前年同期比0.2ポイント改善、稼働率についても前年同期比0.2ポイント改善しております。

また、売上高成長率は24.2%と前年同期の19.5%を上回りましたが、売上高経常利益率は7.3%と前年同期の7.7%を下回りました。当事業年度は新規開設した8ホームに加え、前第4四半期会計期間に開設した4ホームも入居促進期間に該当した結果、利益の伸びが抑制されております。

当社は、引き続き当該指標の向上に取り組む、業界No.1を目指してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(事業譲渡)

当社は、平成30年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり事業譲渡について決議し、同年7月2日付で事業譲渡契約書を締結しております。

(1) 事業譲渡の理由

当社は、今後の成長戦略として、首都圏での開設を加速するとともに、アッパーミドル～富裕層を対象とする中高価格帯へのターゲットシフトを掲げております。今般、譲渡先より、当社が運営する介護付有料老人ホーム2ホームにつき事業譲り受けの申し出があり、開設エリア・価格帯等を踏まえ慎重に検討した結果、譲渡先に事業譲渡を行うことといたしました。

(2) 事業譲渡の概要

譲渡対象は、介護付有料老人ホーム2ホームの運営及び事業継続に必要な財産等となります。

なお、対象2ホームの平成30年6月期における売上高・経常利益は、同期間における当社売上高・経常利益それぞれの10%に満たない額です。また、対象2ホームの平成30年6月末日時点での資産は、同時点における当社純資産額の10%に満たない額です。

(3) 譲渡先及び譲渡価額等

譲渡先及び譲渡価額等については、契約上の都合により公表を差し控させていただきます。なお、譲渡先と当社の間には、資本関係・人的関係・取引関係として該当事項はなく、当社の関連当事者にも該当しません。

(4) 事業譲渡日

平成31年6月期中に譲渡を予定しております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,751,476千円で、その主なものは次のとおりであります。

介護事業における新規ホーム開設等に伴う差入保証金として615,516千円、新規ホームの建築費及び介護施設の備品設備等の固定資産の取得費用として1,135,960千円の投資を実施しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成30年6月30日現在

セグメントの 名称	所在地 (事業所数)	設備の 内容	帳簿価額						従業 員数 (人)	
			建物 (千円)	構築物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース 資産 (千円)	差入 保証金 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
介護事業	大阪府 (6事業所)	有料老人 ホーム	1,925,542	40,760	588,855 (4,747.49)	5,077	283,805	13,639	2,857,679	161 (101)
	京都府 (3事業所)	有料老人 ホーム	1,524,240	107,433	-	14,488	80,155	23,422	1,749,739	70 (28)
	兵庫県 (4事業所)	有料老人 ホーム	1,591,656	61,780	-	28,802	232,198	29,675	1,944,113	71 (22)
	奈良県 (2事業所)	有料老人 ホーム	454,721	4,075	-	-	19,262	2,148	480,207	40 (25)
	東京都 (8事業所)	有料老人 ホーム	353	-	-	101,475	916,214	27,834	1,045,877	167 (34)

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。なお、金額には消費税等を含めておりません。
 2. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェア、リース資産(無形固定資産)、無形固定資産(その他)の合計であります。
 3. 現在休止中の重要な設備はありません。
 4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

セグメントの 名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
介護事業	大阪府 (12事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	20～50年	530,075	12,407,981
	京都府 (7事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～50年	302,692	7,746,298
	兵庫県 (12事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～50年	729,556	19,169,951
	奈良県 (4事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～50年	113,184	2,810,196
	東京都 (11事業所)	有料老人ホーム (オペレーティング・リース)	25～30年	1,254,408	34,739,298

5. 従業員数の()は、臨時雇用者の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

平成30年6月30日現在

セグメント の名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
介護事業	大阪府 (2事業所)	有料老人ホーム	264,024	132,012	自己資金、 増資資金及び 借入金	平成29年10月～ 平成30年10月	居室数 218室
	兵庫県 (2事業所)	有料老人ホーム	161,280	51,480	自己資金、 増資資金及び 借入金	平成30年3月～ 平成31年6月	居室数 122室
	京都府 (1事業所)	有料老人ホーム	82,476	41,238	自己資金、 増資資金及び 借入金	平成29年10月～ 平成30年9月	居室数 79室
	東京都 (4事業所)	有料老人ホーム	260,100	130,050	自己資金、 増資資金及び 借入金	平成29年11月～ 平成31年6月	居室数 160室
	神奈川県 (1事業所)	有料老人ホーム	67,200	19,200	自己資金、 増資資金及び 借入金	平成30年4月～ 平成31年8月	居室数 40室
	本社 (大阪市北区)	販売管理介護記録 システム等	231,704	97,052	自己資金及び 借入金	平成28年7月～ 平成31年5月	-

(注) 上記金額のうち、投資予定金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,400,000
計	42,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年9月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,056,000	14,056,000	東京証券取引所 市場第二部	完全議決権株式であります。 なお、権利内容に何ら限定の ない当社における標準となる 株式であり、単元株式数は100 株であります。
計	14,056,000	14,056,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	平成29年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く)4
新株予約権の数(個)	521(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,420(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)6
新株予約権の行使期間	平成29年11月1日～平成59年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,031 資本組入額 516(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(平成30年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(平成30年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しています。

(注)1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、20株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 2 . に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。再編後行使価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たりの金額を 1 円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

下記に準じて決定する。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4 . の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3 . に準じて決定する。

6 . 平成30年 2 月16日開催の取締役会決議により、平成30年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第 2 回新株予約権

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく株式報酬型ストックオプションとして、取締役に対して新株予約権を割り当てることを、平成30年 9 月26日開催の取締役会において決議されたものであり、その内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成30年 9 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く）4
新株予約権の数（個）	656 募集要項 に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 6,560 募集要項 に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	募集要項 に記載しております。
新株予約権の行使期間	募集要項 に記載しております。
新株予約権の行使の条件	募集要項 に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	募集要項 に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	募集要項 に記載しております。

当社は、平成30年9月26日開催の取締役会において、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集要項について、次のとおり決議しております。

募集要項

新株予約権の名称

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役（社外取締役を除く） 4名 656個

新株予約権の総数

656個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、10株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）に対し、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と払込金額の払込債務を相殺することをもって、金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権の割当日

平成30年10月31日

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年11月1日から平成60年10月31日までとする。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日とする。

新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日から10日（10日目が休日に当たるときは翌営業日）を経過するまでの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

新株予約権の取得に関する事項

- a. 新株予約権者が権利行使をする前に、前記 の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- b. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- b. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記 に準じて決定する。
- c. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。再編後行使価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。
- d. 新株予約権を行使することができる期間
前記 に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記 に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- e. 新株予約権の取得に関する事項
前記 に準じて決定する。
- f. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- g. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項前記 に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成29年1月1日 (注)1	1,632,000	3,264,000	-	192,100	-	181,100
平成29年6月1日 (注)2	3,264,000	6,528,000	-	192,100	-	181,100
平成30年3月8日 (注)3	435,000	6,963,000	428,318	620,418	428,318	609,418
平成30年3月28日 (注)4	65,000	7,028,000	64,001	684,420	64,001	673,420
平成30年4月1日 (注)5	7,028,000	14,056,000	-	684,420	-	673,420

(注)1. 発行済株式総数の増加は、平成29年1月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)によるものです。

2. 発行済株式総数の増加は、平成29年6月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)によるものです。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,082円

発行価額 1,969.28円

資本組入額 984.64円

払込金総額 856,636千円

4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,969.28円

資本組入額 984.64円

割当先 大和証券株

5. 発行済株式総数の増加は、平成30年4月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成30年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	25	32	22	3	3,469	3,554	-
所有株式数(単元)	-	7,417	6,353	50,245	5,248	31	71,236	140,530	3,000
所有株式数の割合(%)	-	5.28	4.52	35.75	3.73	0.02	50.69	100.00	-

(注) 自己株式1,610株は、「個人その他」に16単元および「単元未満株式の状況」に10株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エス・ティー・ケー	兵庫県宝塚市中山桜台2丁目3-1	4,800,000	34.15
下村 隆彦	兵庫県宝塚市	2,640,000	18.78
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	680,000	4.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	436,300	3.10
ゴールドマン・サックスインターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K.(東京都港区六本木6丁目10番1号)	280,740	2.00
チャーム・ケア・コーポレーション従業員持株会	大阪市北区中之島3丁目6-32 ダイビル本館19F	234,700	1.67
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	225,400	1.60
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	221,100	1.57
グローバル・タイガー・ファンド4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 グローバルインベストメント株式会社	東京都港区浜松町1丁目30-5 浜松町スクエア14階	137,200	0.98
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	80,000	0.57
計	-	9,735,440	69.27

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 436,300株

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,051,400	140,514	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 3,000	-	-
発行済株式総数	14,056,000	-	-
総株主の議決権	-	140,514	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が10株含まれております。

【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社チャーム・ ケア・コーポレーション	大阪市北区中之島 三丁目6番32号	1,600	-	1,600	0.01
計	-	1,600	-	1,600	0.01

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	49	131
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 平成30年4月1日付で株式分割(普通株式1株につき2株に分割)を実施しております。当事業年度における取得自己株式49株の内訳は、株式分割前49株であります。

2. 当期間における取得自己株式数には、平成30年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,610	-	1,610	-

(注) 1. 平成29年1月1日付、平成29年6月1日付及び平成30年4月1日付の株式分割(それぞれ普通株式1株につき2株に分割)の実施により、当事業年度における保有自己株式数は株式分割による増加805株を含んでおります。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成30年9月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきまして、株主利益の向上を重要な課題と位置付け、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案したうえで安定的な配当を行うことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化、事業拡大のための設備投資及び人材の確保・育成等に充当していく予定です。また、当社は剰余金の配当について、株主総会を決定機関とする期末配当に加え、会社法第454条第5項に基づく取締役会における決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成30年9月26日 定時株主総会決議	70,271	5.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月	平成29年6月	平成30年6月
最高(円)	1,530	2,948	1,717	5,670 3,240 1,497	2,926 1,234
最低(円)	1,081	1,190	1,213	1,431 2,201 1,317	1,278 991

(注) 1. 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成30年3月9日より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。それ以前は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成29年1月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
3. 印は、株式分割(平成29年6月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。
4. 印は、株式分割(平成30年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成30年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	2,926	2,783	2,574 1,234	1,229	1,123	1,074
最低(円)	2,387	1,850	2,015 1,156	1,003	1,001	991

(注) 1. 最高・最低株価は、平成30年3月9日より東京証券取引所市場第二部におけるものであります。それ以前は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2. 印は、株式分割(平成30年4月1日、1株 2株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

5【役員 の 状 況】

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		下村 隆彦	昭和18年6月3日生	昭和41年4月 株式会社岡組 入社 昭和44年4月 下村建設株式会社 入社 昭和44年6月 同社取締役 昭和48年6月 同社代表取締役 平成16年10月 株式会社いきいきサポート設立 同社代表取締役社長 平成16年11月 当社代表取締役社長 平成20年6月 下村建設株式会社 取締役会長 (現任) 平成21年1月 株式会社エス・ティー・ケー設立 同社取締役(現任) 平成26年7月 当社代表取締役社長 事業開発部長 平成27年7月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	2,640,000
取締役	管理本部長 経営管理部長	里見 幸弘	昭和32年2月21日生	昭和55年4月 株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入行 平成23年8月 当社出向 事業開発部長 平成23年10月 当社取締役 事業開発部長 平成26年7月 当社取締役 経営管理部長 平成28年10月 当社取締役 管理本部長 経営管理部長 (現任)	(注)3	-
取締役	事業本部長 介護事業部長	奥村 孝行	昭和30年6月23日生	昭和54年4月 株式会社大丸(現 株式会社大丸 松坂屋百貨店) 入社 平成14年6月 株式会社メッセージ (現 SOMPOケア株式会社) 入社 大阪地区本部長 平成14年6月 同社取締役 大阪地区本部長 平成20年2月 同社取締役執行役員 介護事業部長 平成27年7月 当社入社 介護事業部長 平成28年9月 当社取締役 介護事業部長 平成28年10月 当社取締役 事業本部副本部長 介護 事業部長 平成29年6月 当社取締役 事業本部長 介護事業部長 (現任)	(注)3	8,000
取締役	事業本部 副本部長 首都圏事業 部長	小梶 史朗	昭和49年2月13日生	平成11年4月 株式会社安心ネットワーク 入社 平成16年6月 当社入社 平成27年7月 当社事業開発部長 平成29年6月 当社事業本部副本部長 首都圏事業部 長 平成29年9月 当社取締役 事業本部副本部長 首都圏 事業部長(現任)	(注)3	13,360

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役		渡邊 五郎	昭和9年5月14日生	昭和33年4月 第一物産株式会社 (現 三井物産株式会社) 入社 平成2年6月 同社取締役 平成5年6月 同社代表取締役常務取締役 平成7年6月 同社代表取締役専務取締役 平成8年6月 同社代表取締役副社長 平成8年9月 同社代表取締役副社長、 米国デュボン社 取締役 平成11年6月 三井化学株式会社 代表取締役副会長 平成13年6月 同社代表取締役会長 平成15年9月 森ビル株式会社 特別顧問 平成26年3月 同社特別顧問退任 平成27年9月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役		山澤 俣和	昭和22年11月26日生	昭和46年4月 京阪神急行電鉄株式会社 入社 平成11年6月 阪急電鉄株式会社 統括本部副本部長 兼広報室長 平成12年6月 同社取締役 統括本部長 平成14年4月 株式会社第一阪急ホテルズ (現 株式会社阪急阪神ホテルズ) 代表取締役社長 平成19年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 平成24年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ 代表取締役会長 平成24年6月 同社相談役 平成24年6月 阪神高速道路株式会社 代表取締役社長 平成26年4月 株式会社阪急阪神ホテルズ 顧問(現任) 平成28年6月 阪神高速道路株式会社 顧問(現任) 平成29年6月 株式会社池田泉州銀行 社外取締役 平成29年9月 当社社外取締役(現任) 平成30年6月 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役(現任) 平成30年6月 株式会社池田泉州銀行 非業務執行取 締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役		吉川 良文	昭和25年2月9日生	昭和47年4月 株式会社近畿相互銀行 (現 株式会社近畿大阪銀行) 入行 昭和48年12月 三菱重工日本ビクターエアコン 販売株式会社(現 三菱重工冷熱 株式会社) 入社 昭和58年4月 株式会社公文教育研究会 入社 平成3年12月 日本精化株式会社 入社 平成10年8月 株式会社アルボース 転籍 経営企画 部長 平成20年12月 夢展望株式会社 入社 平成20年12月 同社常勤監査役 平成28年9月 当社常勤監査役(社外監査役) (現任)	(注)4	-
監査役		石脇 武臣	昭和17年7月10日生	昭和42年4月 大阪商船三井船舶株式会社 (現 株式会社商船三井) 入社 平成9年7月 ダイビル株式会社 取締役 平成10年8月 同社常務取締役 株式会社大阪オールサービス (現 ダイビル・ファシリティ・ マネジメント株式会社) 代表取締役 社長 平成22年7月 当社社外監査役(現任)	(注)5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		大鹿 博文	昭和27年2月28日生	昭和52年4月 鐘紡株式会社 入社 昭和62年3月 大和証券株式会社 入社 平成8年2月 同社大阪公開引受部長 平成19年4月 イーウエストコンサルティング株式 会社設立 代表取締役(現任) 平成19年6月 株式会社フィデック(現 アクリ ティブ株式会社) 社外監査役 平成19年12月 夢展望株式会社 社外監査役 平成20年6月 株式会社久世 社外監査役(現任) 平成20年10月 当社社外取締役 平成23年9月 当社監査役(現任) 平成25年8月 株式会社ドーン 社外監査役 平成26年9月 株式会社スマートバリュー 社外監査役(現任)	(注)5	-
計						2,661,360

- (注) 1. 取締役 渡邊 五郎及び山澤 俱和は、社外取締役であります。
2. 監査役 吉川 良文及び石脇 武臣は、社外監査役であります。
3. 平成30年9月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任されたため、任期は平成28年9月27日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成27年9月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最重要課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーの利益を重視しつつ、経営管理組織、体制を整備し、経営効率の向上、経営監視機能の強化、法令遵守の徹底に取り組んでおります。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況等

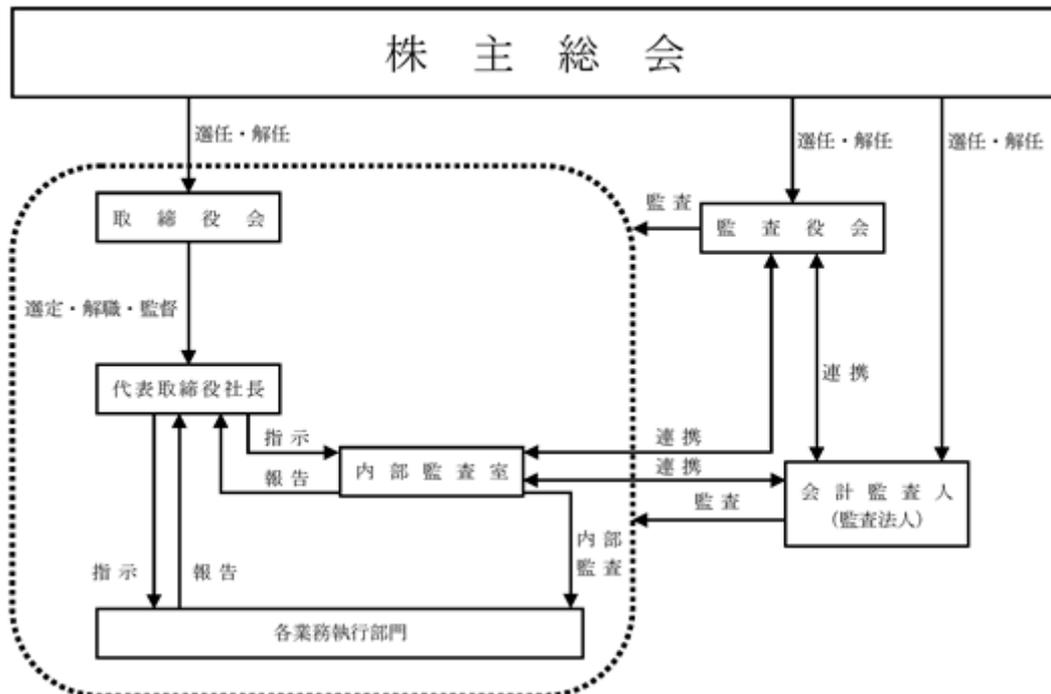
イ．企業統治の体制の概要

当社は、株主総会を会社の最高意思決定機関として、毎事業年度終了後3ヵ月以内に定時株主総会を開催しております。

会社の意思決定機関であります取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、原則毎月1回定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営目標や経営戦略等の重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

また、当社は監査役設置会社であり、常勤監査役1名（うち社外監査役1名）、非常勤監査役2名（うち社外監査役1名）により監査役会を構成しております。監査役会は原則毎月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視するとともに、取締役の職務執行を含む日常活動の監査を行っております。また、株主総会や取締役会への出席や、監査役監査等を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。さらに、会計監査人や内部監査室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制について図示すると次のとおりであります。



ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、社外取締役2名を選任して、より広い見地からの経営の意思決定の実施及び業務執行の監督機能の強化を図るとともに、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を確保しております。また、コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名及び社外監査役2名による監督・監査が実施されることにより、外部からの経営モニタリング機能が十分に機能する体制が整っていると考えております。そのため、現状の体制としております。

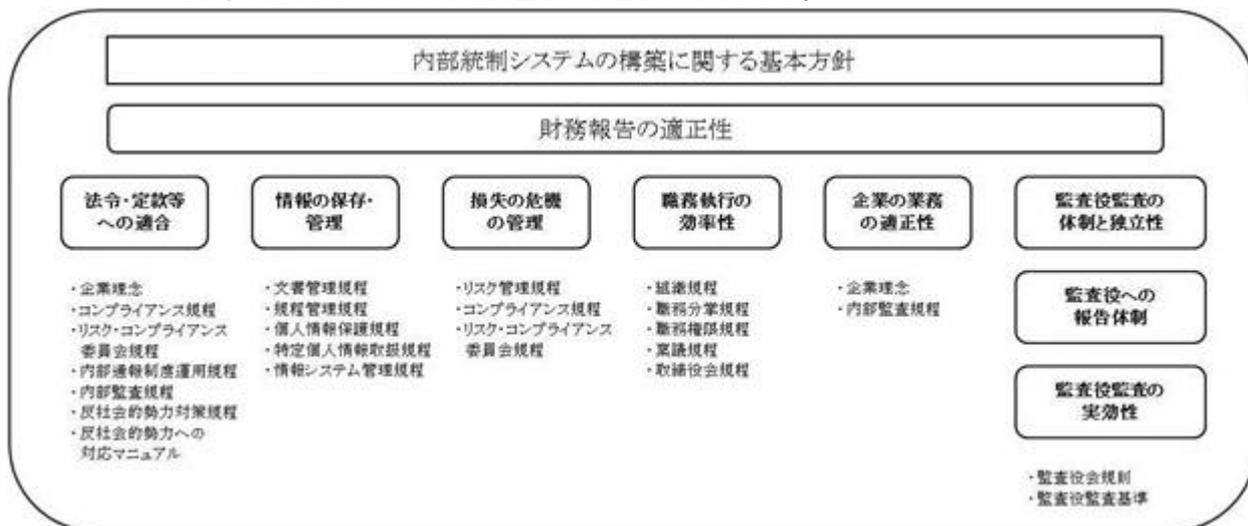
八．内部統制システム整備の状況

当社は、平成23年10月17日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、より適正かつ効率的な体制を構築するため、適宜見直しを行っております。なお、直近では、平成29年9月15日開催の取締役会において、同方針を改定しております。

- a．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「株式会社チャーム・ケア・コーポレーション企業理念」を定めております。
 - ・法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、取締役会の決議により、取締役会に直属するリスク・コンプライアンス委員会を設置いたしました。このリスク・コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理を行っております。
 - ・各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス及びリスクを認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めております。
 - ・代表取締役社長に直属する内部監査室を設置し、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行っております。内部監査室は、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。
- b．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存しております。管理対象文書とその保管部門、保存期間及び管理方法を「文書管理規程」に定めております。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は、監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持しております。
- c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定めております。
- ・リスク管理の全体最適を図るため、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づき、取締役会の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会にて、当社のリスクマネジメントに関する計画等を策定し、取締役会において審議するようにしております。
 - ・リスク・コンプライアンス委員会をリスクマネジメントの推進部署として位置づけ、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」に従い、当社の横断的なリスクマネジメント体制の整備、検証及びリスク情報の一元管理を行っております。
 - ・平時においては、各部門において、それぞれがリスクの洗い出しを行い、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに関しては、担当部門から必要な情報を収集・整理し、適時にリスク・コンプライアンス委員会に対しそれらの進捗報告を実施するようにしております。
 - ・代表取締役に直属するリスク管理室を設置し、当社の事業において発生する様々なリスクについて、当社が被る被害を最小限に止めるべく、調査・対応を行うとともに、予防・再発防止のための施策の策定、実施を行っております。リスク管理室は、リスク・コンプライアンス違反の状況について、必要に応じて調査を行い、その結果を代表取締役社長及びリスク・コンプライアンス委員会に報告するようにしております。
 - ・内部監査室はリスク・コンプライアンス委員会から報告されるリスクマネジメント体制の状況について、必要があればその有効性を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するようにしております。また、必要に応じて、監査役及び各部門長に適宜報告するようにしております。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定めております。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するため、取締役会の運営に関する「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
 - ・年度予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図るようにしております。
- e．当社の業務の適正を確保するための体制
- 当社を対象にした法令遵守体制の構築及び適切な経営管理のため、以下の事項を定めております。

- ・コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為や不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図っております。
 - ・内部監査室は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行っております。監査を受けた各部門は、是正、改善の必要があるときには、すみやかにその対策を講ずるよう、適切な指導を行っております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その人数と必要な知識・経験・権限などを取締役と監査役とで協議の上決定することとしております。
- g. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役スタッフの任命、評価、異動及び賞罰は、監査役会の同意を要するものとし、また、監査役スタッフは監査役の指揮命令のみに服し、取締役等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとしております。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告するようにしております。
 - ・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役に報告するようにしております。
 - ・当社は通報者が不利益を被ることがないよう「内部通報制度運用規程」を定めることで、内部通報制度の実効性を確保しております。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供するようにしております。
 - ・監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないようにしております。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備、運用及び評価を行います。
- k. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
- ・当社は「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - ・反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶いたします。
1. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
- ・「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力への対応マニュアル」において反社会的勢力に対する姿勢について明文化し、全従業員の行動指針としております。
 - ・反社会的勢力の排除を推進するため経営管理部を統括管理部署とし、また、各ホームに不当要求対応の責任者を設置しております。
 - ・「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組んでおります。
 - ・取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
 - ・反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力の情報収集に取り組んでおります。
 - ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係の構築に努めております。

なお、内部統制システムの模式図は次のとおりであります。



二．内部監査及び監査役監査等の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長として公認内部監査人（CIA）保持者1名を配置しております。

内部監査室長は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び諸規程集の準拠性を確認するという観点から全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、業務活動の改善及び適切な運営に資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

監査役は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成され、株主総会や取締役会への参加のほか、内部監査への立会い及び会計監査人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図っております。また、毎月1回開催される監査役会で監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図っております。

なお、非常勤監査役大鹿博文は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

ホ．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、仰星監査法人に所属する徳丸公義氏及び俣野朋子氏であり、継続して監査を受けております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他3名であります。

監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど、連携を図っております。

へ. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役として渡邊五郎及び山澤俱和の2名が就任しております。両氏ともに、当社との間に特別な利害関係がなく、また現に一般株主との利益相反が生じるおそれがないだけでなく、将来においても生じるおそれがないことから、社外取締役として適任であると判断しております。さらに、両氏は企業経営における豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営に有効な意見表明及び経営陣に対する指導・監督に加え、コンプライアンス及び企業価値向上の観点からの経営モニタリングを行っております。

また、社外監査役として吉川良文及び石脇武臣の2名が就任しております。両氏ともに、当社との間に特別な利害関係がなく、また現に一般株主との利益相反が生じるおそれがないだけでなく、将来においても生じるおそれがないことから、社外監査役として適任であると判断しております。さらに、両氏は企業経営や経営戦略について豊富な知識・経験と十分な能力を有しており、適切な企業統治の観点から取締役の業務執行の妥当性や適法性を確保するために必要な助言等を行っております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程を参考にして一般株主との利益相反の生じるおそれのない者を選任しており、社外取締役及び社外監査役は会計監査人や内部監査室と連携し、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

ト. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理体制の整備を図ることを前提に、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」及び「リスク・コンプライアンス委員会規程」を施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるコンプライアンス体制の確立、浸透、定着という目的のため、代表取締役社長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置・開催しております。また、不測の事態における、連絡経路や責任者を選任する他、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家の助言を仰ぐなど鋭意リスク回避に努めております。

チ. 役員報酬の内容（平成30年6月期）

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労引当金繰入額	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	80,275	69,120	-	-	3,102	8,053	5
監査役 (社外監査役を除く。)	3,600	3,600	-	-	-	-	1
社外役員	18,199	18,074	-	-	124	-	4

基本報酬は、役員が中長期的な業績の向上を図るため、各人の役割及び職位等に応じ、当社の業績、経営環境等を総合的に考慮の上、株主総会で承認された報酬枠の範囲内でその額及び配分を、取締役については取締役会において、監査役については監査役会における協議により決定しております。

なお、退職慰労引当金繰入額は、株主総会において議案が可決された場合に備えて計上している金額であります。

当社は平成29年9月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労引当金制度を廃止し、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションの導入を決議しております。役員退職慰労引当金の繰入額は当該制度の廃止までに計上したものであります。

リ. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

ヌ. 責任限定契約の内容について

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

ル. 取締役、監査役の選任について

当社は、取締役、監査役の選任に関する株主総会の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における取締役、監査役の選任に関する定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ロ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

ワ. 取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

a. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款に定めております。

b. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当については、株主総会を決定機関とする期末配当に加え、会社法第454条第5項に基づく取締役会決議により中間配当ができる旨、及び中間配当の基準日を毎年12月31日とする旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を可能とするためです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-	18,000	1,200

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、会計監査人より提示された監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、両者の協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成29年7月1日から平成30年6月30日まで）の財務諸表について、仰星監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加するとともに、各種メディアからの情報収集などを行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,971,162	2,383,230
売掛金	1,135,590	1,434,199
貯蔵品	2,458	5,912
前払費用	225,262	331,472
繰延税金資産	42,155	47,288
その他	111,442	43,863
貸倒引当金	1,280	2,298
流動資産合計	2,486,790	4,243,669
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,462,543,380	1,474,833,342
減価償却累計額	51,737,273	51,972,116
建物(純額)	1,444,517,106	1,455,511,226
構築物	260,883	350,763
減価償却累計額	5116,871	5136,493
構築物(純額)	144,011	214,270
機械及び装置	9,144	11,336
減価償却累計額	6,546	7,046
機械及び装置(純額)	2,598	4,289
工具、器具及び備品	239,837	284,732
減価償却累計額	5173,574	5208,183
工具、器具及び備品(純額)	66,262	76,549
土地	1,588,855	1,588,855
リース資産	295,155	382,752
減価償却累計額	113,677	160,591
リース資産(純額)	181,477	222,161
建設仮勘定	497,150	-
有形固定資産合計	5,997,462	6,617,351
無形固定資産		
ソフトウェア	18,784	90,375
リース資産	1,674	752
その他	10,106	13,253
無形固定資産合計	30,564	104,381
投資その他の資産		
出資金	10	10
金銭の信託	2,216,816	2,945,069
長期前払費用	37,373	30,347
繰延税金資産	94,212	120,181
差入保証金	2,307,951	2,896,885
その他	225,575	255,926
投資その他の資産合計	4,881,939	6,248,420
固定資産合計	10,909,966	12,970,153
資産合計	13,396,757	17,213,822

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	111,874	143,993
短期借入金	1,908,882	1,714,980
1年内返済予定の長期借入金	1,299,791	1,281,198
リース債務	61,399	80,458
未払金	702,525	968,935
未払費用	21,084	23,236
未払法人税等	261,649	269,663
未払消費税等	32,083	12,098
前受金	92,683	104,046
前受補助金	72,178	155,176
預り金	79,115	93,189
前受収益	3,751,793	3,100,983
賞与引当金	65,010	71,611
その他	513	289
流動負債合計	4,154,585	4,463,860
固定負債		
長期借入金	1,245,066	1,254,881
リース債務	136,070	160,184
退職給付引当金	193,563	240,783
役員退職慰労引当金	114,006	-
長期前受収益	3,192,837	3,278,109
資産除去債務	145,637	173,721
その他	61,599	180,377
固定負債合計	7,081,376	9,024,275
負債合計	11,235,961	13,488,135
純資産の部		
株主資本		
資本金	192,100	684,420
資本剰余金		
資本準備金	181,100	673,420
資本剰余金合計	181,100	673,420
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,801,392	2,368,301
利益剰余金合計	1,801,392	2,368,301
自己株式	279	411
株主資本合計	2,174,312	3,725,730
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	13,517	10,781
評価・換算差額等合計	13,517	10,781
新株予約権	-	10,737
純資産合計	2,160,795	3,725,686
負債純資産合計	13,396,757	17,213,822

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	10,930,306	13,572,989
売上原価	9,049,437	11,294,816
売上総利益	1,880,868	2,278,173
販売費及び一般管理費	1,989,726	1,123,919
営業利益	891,141	1,054,253
営業外収益		
受取利息	2,193	2,197
助成金収入	5,298	4,605
補助金収入	3,240	100
受取賃貸料	2,789	2,713
受取保険金	-	871
還付金収入	-	2,094
その他	1,306	1,250
営業外収益合計	14,828	13,832
営業外費用		
支払利息	61,314	60,695
株式交付費	-	10,885
その他	1,116	1,611
営業外費用合計	62,431	73,193
経常利益	843,539	994,892
特別利益		
補助金収入	2,82,915	2,62,745
固定資産売却益	3,418	-
特別利益合計	83,333	62,745
特別損失		
固定資産圧縮損	2,82,915	2,61,479
減損損失	4,4,789	4,4,859
固定資産除却損	861	62
特別損失合計	88,566	66,401
税引前当期純利益	838,305	991,235
法人税、住民税及び事業税	331,253	407,681
法人税等調整額	29,358	32,308
法人税等合計	301,895	375,372
当期純利益	536,409	615,863

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
給食費		1,072,456	11.9	1,334,689	11.8
労務費	1	4,781,426	52.8	5,831,336	51.6
経費	2	3,195,554	35.3	4,128,790	36.6
売上原価計		9,049,437	100.0	11,294,816	100.0

1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
	賃金	3,128,174千円		3,725,138千円
賞与	529,752		616,105	
法定福利費	546,160		641,324	

2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)		当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)	
	地代家賃	1,756,582千円		2,396,642千円
水道光熱費	374,035		433,859	
減価償却費	312,109		364,945	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	192,100	181,100	181,100	1,289,459	1,289,459	279	1,662,380
当期変動額							
新株の発行							-
剰余金の配当				24,477	24,477		24,477
当期純利益				536,409	536,409		536,409
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	511,932	511,932	-	511,932
当期末残高	192,100	181,100	181,100	1,801,392	1,801,392	279	2,174,312

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	22,307	22,307	-	1,640,072
当期変動額				
新株の発行				-
剰余金の配当				24,477
当期純利益				536,409
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	8,790	8,790		8,790
当期変動額合計	8,790	8,790	-	520,723
当期末残高	13,517	13,517	-	2,160,795

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	192,100	181,100	181,100	1,801,392	1,801,392	279	2,174,312
当期変動額							
新株の発行	492,320	492,320	492,320				984,640
剰余金の配当				48,954	48,954		48,954
当期純利益				615,863	615,863		615,863
自己株式の取得						131	131
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							
当期変動額合計	492,320	492,320	492,320	566,909	566,909	131	1,551,417
当期末残高	684,420	673,420	673,420	2,368,301	2,368,301	411	3,725,730

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損 益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	13,517	13,517	-	2,160,795
当期変動額				
新株の発行				984,640
剰余金の配当				48,954
当期純利益				615,863
自己株式の取得				131
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	2,736	2,736	10,737	13,473
当期変動額合計	2,736	2,736	10,737	1,564,891
当期末残高	10,781	10,781	10,737	3,725,686

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	838,305	991,235
減価償却費	324,811	375,894
減損損失	4,789	4,859
株式報酬費用	-	8,053
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,280	1,017
賞与引当金の増減額(は減少)	14,050	6,600
退職給付引当金の増減額(は減少)	47,913	47,219
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7,476	114,006
受取利息	2,193	2,197
支払利息	61,314	60,695
株式交付費	-	10,885
固定資産売却損益(は益)	418	-
補助金収入	82,915	62,745
固定資産圧縮損	82,915	61,479
固定資産除却損	861	62
売上債権の増減額(は増加)	170,420	298,608
仕入債務の増減額(は減少)	17,321	32,119
未払金の増減額(は減少)	137,238	270,472
前受金の増減額(は減少)	36,713	11,362
前受収益の増減額(は減少)	504,209	1,115,442
その他	32,299	90,721
小計	1,840,603	2,610,563
利息の受取額	18	95
利息の支払額	61,492	61,646
補助金の受取額	118,961	145,743
法人税等の支払額	259,787	401,122
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,638,301	2,293,632
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	35,000	7,000
有形固定資産の取得による支出	880,520	909,239
有形固定資産の売却による収入	442	-
無形固定資産の取得による支出	5,202	95,884
建設協力金の回収による収入	7,416	7,416
差入保証金の差入による支出	641,620	615,516
金銭の信託の取得による支出	472,033	728,252
その他	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,956,527	2,334,476
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	445,710	193,902
長期借入れによる収入	663,345	1,854,340
長期借入金の返済による支出	683,867	1,050,475
株式の発行による収入	-	973,754
配当金の支払額	24,568	48,935
自己株式の取得による支出	-	131
リース債務の返済による支出	57,159	74,738
財務活動によるキャッシュ・フロー	343,459	1,459,911
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,234	1,419,068
現金及び現金同等物の期首残高	930,927	956,162
現金及び現金同等物の期末残高	1,956,162	2,375,230

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～47年
構築物	10～20年
機械及び装置	8～17年
工具、器具及び備品	2～15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

(役員退職慰労引当金の廃止)

当社は、平成29年9月26日開催の第33回定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。

これに伴い、当社の「役員退職慰労引当金」の全額を取崩し、打ち切り支給額の未払分114,009千円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社のヘッジ方針は、金利固定化により将来の金利変動リスクを軽減することを目的としており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税等については、投資その他の資産の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(追加情報)

(事業譲渡)

当社は、平成30年6月15日開催の取締役会において、下記のとおり事業譲渡について決議し、同年7月2日付で事業譲渡契約書を締結しております。

(1) 事業譲渡の理由

当社は、今後の成長戦略として、首都圏での開設を加速するとともに、アッパーミドル～富裕層を対象とする中高価格帯へのターゲットシフトを掲げております。今般、譲渡先より、当社が運営する介護付有料老人ホーム2ホームにつき事業譲り受けの申し出があり、開設エリア・価格帯等を踏まえ慎重に検討した結果、譲渡先に事業譲渡を行うことといたしました。

(2) 事業譲渡の概要

譲渡対象は、介護付有料老人ホーム2ホームの運営及び事業継続に必要な財産等となります。

なお、対象2ホームの平成30年6月期における売上高・経常利益は、同期間における当社売上高・経常利益それぞれの10%に満たない額です。また、対象2ホームの平成30年6月末日時点での資産は、同時点における当社純資産額の10%に満たない額です。

(3) 譲渡先及び譲渡価額等

譲渡先及び譲渡価額等については、契約上の都合により公表を差し控えさせていただきます。なお、譲渡先と当社の間には、資本関係・人的関係・取引関係として該当事項はなく、当社の関連当事者にも該当しません。

(4) 事業譲渡日

平成31年6月期中に譲渡を予定しております。

(5) 業績に与える影響

当該事業譲渡により、平成31年6月期決算において、譲渡価額から当該譲渡に要した費用等を控除した金額を特別利益として計上する見込みです。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
現金及び預金	15,000千円	8,000千円
建物	3,349,038	4,889,797
土地	588,855	588,855
計	3,952,894	5,486,652

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
短期借入金	874,210千円	654,980千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	4,719,835	5,703,260
計	5,594,045	6,358,240

(注) 上記の他、火災保険金請求権を担保に供しております。

2 財務制限条項

- (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日平成21年3月13日、返済期限平成31年12月30日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

損益計算書における営業損益を2期連続で損失としないこと。

損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

平成22年6月期以降、2期連続で貸借対照表における純資産の部の合計金額を100,000千円未満としないこと。

平成22年6月期以降、借入人の収益償還年数を2期連続で20年超としないこと。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
借入実行残高	150,000千円	90,000千円

- (2) 当社は、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日平成25年9月26日、返済期限平成42年3月31日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

平成25年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

平成25年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

平成25年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表上の借入依存度を70%以下に維持すること。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
借入実行残高	595,024千円	548,368千円

- (3) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日平成27年7月13日、返済期限平成38年6月30日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、新たな担保権を設定する義務を負っております。

平成27年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、平成26年6月期の末日における同表の純資産の部の合計金額又は直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

平成27年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の営業損益を2期連続で損失としないこと。

平成27年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
借入実行残高	889,200千円	842,400千円

- (4) 当社は、株式会社りそな銀行との間で金銭消費貸借契約（契約締結日平成27年10月28日、返済期限平成48年6月30日）を締結しております。

当該契約には、以下の財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、貸付人の請求に基づき、期限の利益を喪失し、直ちに借入金並びに利息及び清算金等を支払う義務を負っております。

平成28年6月期以降の決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の合計金額を、直前決算期の末日における同表の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。

平成28年6月期以降の決算期の末日における損益計算書の経常損益を2期連続で損失としないこと。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
借入実行残高	604,200千円	572,400千円

3 入居一時預り金の会計処理

入居一時預り金は主に、入金日に負債計上した上で契約条件に従い収益認識を行っております。

当該入居一時預り金に関する前受収益の期末残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
前受収益	751,793千円	1,009,983千円
長期前受収益	1,923,837	2,781,089

4 当期において、国庫補助金の受入れにより、建物について61,479千円の圧縮記帳を行いました。

なお、有形固定資産に係る国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
建物	146,665千円	208,144千円

5 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度4%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度96%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
役員報酬	82,305千円	90,794千円
給料手当	173,042	188,954
役員退職慰労引当金繰入額	12,294	3,226
退職給付費用	6,635	7,178
貸倒引当金繰入額	1,280	1,017
賞与引当金繰入額	3,690	4,376
減価償却費	12,701	10,948
租税公課	192,103	249,228
支払手数料	159,490	270,115

- 2 補助金収入及び固定資産圧縮損

補助金収入は国土交通省の「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」に係る補助金であり、固定資産圧縮損は当該補助金により取得した固定資産(建物)の圧縮記帳に係るものであります。

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
車両運搬具	418千円	- 千円

- 4 減損損失

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
チャーム守口おおくぼ	介護付有料老人ホーム	建物、構築物、工具、器具 及び備品、無形固定資産 (その他)	4,789

(2) 減損損失の認識に至った経緯

ホームにおける営業活動から生ずる損益が継続してマイナス、または継続してマイナスとなる見込みである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額(千円)
建 物	1,512
構 築 物	309
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,051
無 形 固 定 資 産 (そ の 他)	1,917
合 計	4,789

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主としてホームを基本単位としております。また、遊休資産及び処分予定資産等については、個別に資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	金 額(千円)
本社	請求管理システム 介護報酬計算システム	ソフトウェア	4,859

(2) 減損損失の認識に至った経緯

新システム導入に伴い使用見込みがなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の金額

種 類	金 額(千円)
ソ フ ト ウ エ ア	4,859
合 計	4,859

(4) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主としてホームを基本単位としております。また、遊休資産及び処分予定資産等については、個別に資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	1,632,000	4,896,000	-	6,528,000
合計	1,632,000	4,896,000	-	6,528,000
自己株式				
普通株式(注)2	189	567	-	756
合計	189	567	-	756

(注)1. 発行済株式の株式数は、平成29年1月1日付及び平成29年6月1日付の株式分割(それぞれ1株を2株に分割)の実施により4,896,000株増加しております。

2. 自己株式の株式数は、平成29年1月1日付及び平成29年6月1日付の株式分割(それぞれ1株を2株に分割)の実施により567株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月27日 定時株主総会	普通株式	24,477	15	平成28年6月30日	平成28年9月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	48,954	利益剰余金	7.5	平成29年6月30日	平成29年9月27日

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	6,528,000	7,528,000	-	14,056,000
合計	6,528,000	7,528,000	-	14,056,000
自己株式				
普通株式(注)2	756	854	-	1,610
合計	756	854	-	1,610

(注)1. 発行済株式の株式数は、平成30年2月16日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、平成30年3月8日を払込期日として公募による新株式発行435,000株を行い、平成30年3月28日を払込期日として第三者割当による新株式発行65,000株を行いました。また、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い17,028,000株増加しております。これらの結果、発行済株式の総数は、7,528,000株増加しております。

2. 自己株式の株式数は、単元未満株式の買取による増加49株及び平成30年4月1日付の株式分割(普通株式1株を2株に分割)を実施したことによる増加805株の結果、854株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	10,737
合計		-	-	-	-	-	10,737

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年9月26日 定時株主総会	普通株式	48,954	7.5	平成29年6月30日	平成29年9月27日

(注) 平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年9月26日 定時株主総会	普通株式	70,271	利益剰余金	5.0	平成30年6月30日	平成30年9月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	971,162千円	2,383,230千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	15,000	8,000
現金及び現金同等物	956,162	2,375,230

2 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	105,625千円	109,177千円

(2) 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
重要な資産除去債務の計上額	21,174千円	25,722千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

固定資産

介護事業における設備(機械及び装置、工具、器具及び備品、ソフトウェア等)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
1年内	167,309	246,653
1年超	1,275,077	1,352,412
合計	1,442,387	1,599,065

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借り入れによっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の自己負担部分についてのみ信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に施設の保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたもので、これらは、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、金利スワップ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんど無いと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売業務管理規程に従い厳正に管理するとともに、回収懸念の早期把握を行うことによりリスク低減を図っております。

差入保証金に係る差入先の信用リスクは、差入先の信用状況を確認するなど回収可能性を検討するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成29年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	971,162	971,162	-
(2) 売掛金	1,135,590	1,135,590	-
(3) 金銭の信託	2,216,816	2,216,816	-
(4) 差入保証金	2,307,951	1,860,175	447,775
資産計	6,631,520	6,183,745	447,775
(1) 買掛金	111,874	111,874	-
(2) 短期借入金	908,882	908,882	-
(3) 未払金	702,525	702,525	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	5,500,452	5,502,370	1,918
(5) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	197,470	190,457	7,012
負債計	7,421,204	7,416,110	5,094
デリバティブ取引	19,477	19,477	-

当事業年度（平成30年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,383,230	2,383,230	-
(2) 売掛金	1,434,199	1,434,199	-
(3) 金銭の信託	2,945,069	2,945,069	-
(4) 差入保証金	2,896,885	2,415,249	481,636
資産計	9,659,384	9,177,748	481,636
(1) 買掛金	143,993	143,993	-
(2) 短期借入金	714,980	714,980	-
(3) 未払金	968,935	968,935	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	6,304,317	6,304,317	-
(5) リース債務 (1年内返済予定のリース債務含む)	240,642	238,162	2,480
負債計	8,372,868	8,370,388	2,480
デリバティブ取引	15,535	15,535	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭の信託

その将来キャッシュ・フローの割引現在価値が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) リース債務(1年内返済予定のリース債務含む)

リース債務については、一定の期間ごとに区分した当該リース債務の元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	971,162	-	-	-
売掛金	1,135,590	-	-	-
差入保証金	-	-	225,020	2,082,931
合計	2,106,752	-	225,020	2,082,931

(注) 1. 差入保証金のうち、返還時期が明らかでないものについては、賃貸借期間に基づき返還時期を見積もっております。

2. 金銭の信託については、満期が定められておらず償還予定額が明らかでないため記載しておりません。

当事業年度(平成30年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,383,230	-	-	-
売掛金	1,434,199	-	-	-
差入保証金	25,020	-	200,000	2,671,865
合計	3,842,449	-	200,000	2,671,865

(注) 1. 差入保証金のうち、返還時期が明らかでないものについては、賃貸借期間に基づき返還時期を見積もっております。

2. 金銭の信託については、満期が定められておらず償還予定額が明らかでないため記載しておりません。

3. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成29年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	908,882	-	-	-	-	-
長期借入金	993,791	627,010	510,770	455,221	399,222	2,514,438
リース債務	61,399	56,875	38,730	27,320	13,144	-
合計	1,964,072	683,885	549,500	482,541	412,366	2,514,438

当事業年度（平成30年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	714,980	-	-	-	-	-
長期借入金	816,198	679,250	623,701	567,702	433,334	3,184,131
リース債務	80,458	62,313	50,902	36,726	10,242	-
合計	1,611,636	741,563	674,603	604,428	443,576	3,184,131

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度（平成29年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	595,024	548,368	19,477
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	250,000	-	(注2)
合計			845,024	548,368	19,477

(注1) 時価の算定方法

取引金融機関等から提示された価額によっております。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（平成30年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	548,368	501,712	15,535

(注) 時価の算定方法

取引金融機関等から提示された価額によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
退職給付債務の期首残高	173,363千円	220,056千円
勤務費用	51,970	61,893
利息費用	866	1,100
数理計算上の差異の発生額	8,509	23,914
退職給付の支払額	14,654	26,125
退職給付債務の期末残高	220,056	280,839

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	220,056千円	280,839千円
未積立退職給付債務	220,056	280,839
未認識数理計算上の差異	26,492	40,056
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	193,563	240,783
退職給付引当金	193,563	240,783
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	193,563	240,783

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
勤務費用	51,970千円	61,893千円
利息費用	866	1,100
数理計算上の差異の費用処理額	9,730	10,350
退職給付費用	62,567	73,345

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
割引率	0.5%	0.5%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 7月 1日 至 平成29年 6月 30日)	当事業年度 (自 平成29年 7月 1日 至 平成30年 6月 30日)
販売費及び一般管理費	-	8,053

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成29年ストック・オプション (第1回新株予約権)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 10,420株
付与日	平成29年10月31日
権利確定条件	特に定めはありません。
対象勤務期間	特に定めはありません。
権利行使期間	自平成29年11月1日 至平成59年10月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年4月1日付の株式分割(普通株式1株を2株に割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成29年ストック・オプション (第1回新株予約権)
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	10,420
失効	-
権利確定	10,420
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	10,420
権利行使	-
失効	-
未行使残	10,420

単価情報

	平成29年ストック・オプション (第1回新株予約権)
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,031

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された平成29年ストック・オプション（第1回新株予約権）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成29年ストック・オプション (第1回新株予約権)
株価変動性(注)1	57.7%
予想残存期間(注)2	2.3年
予想配当(注)3	7.5円/株
無リスク利率(注)4	0.14%

(注)1. 2年4ヶ月間(平成27年7月から平成29年10月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去に退任した役員の平均在任期間から、現在の在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想在任期間とする方法により見積もっております。

3. 平成29年6月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
繰延税金資産(流動)		
賞与引当金	20,023千円	21,913千円
未払事業税	14,215	15,585
未払社会保険料	3,147	3,474
その他	4,769	6,316
繰延税金資産(流動)合計	42,155	47,288
繰延税金資産(固定)		
資産除去債務	44,565	53,158
資産除去債務にかかる償却累計	21,646	30,698
減損損失累計額	1,467	2,664
退職給付引当金	59,230	73,679
役員退職慰労引当金	34,891	-
長期末払金	-	34,886
繰延ヘッジ損益	5,960	4,753
その他	2,619	6,193
繰延税金資産(固定)小計	170,381	206,034
評価性引当額	34,434	35,605
繰延税金資産(固定)合計	135,946	170,429
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務に対応する除去費用	39,951	47,822
その他	1,782	2,425
繰延税金負債(固定)合計	41,733	50,247
繰延税金資産(固定)の純額	94,212	120,181

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年6月30日)	当事業年度 (平成30年6月30日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額増減	0.2	0.1
住民税均等割	1.0	3.1
留保金課税	6.5	6.3
所得拡大促進税制に係る税額控除	2.6	2.6
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.0	37.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

有料老人ホーム等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

なお、一部のホームについては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約期間に応じて50年と見積り、割引率は0.1%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
期首残高	122,373 千円	145,637 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21,174	25,722
時の経過による調整額	2,089	2,361
期末残高	145,637	173,721

差入保証金の回収が最終的に見込めないと算定した金額は、前事業年度は19,180千円、当事業年度は26,582千円であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、介護事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪府国民健康保険団体連合会	1,416,990	介護事業

当事業年度(自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
大阪府国民健康保険団体連合会	1,492,387	介護事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、介護事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり純資産額	165.52円	265.09円
1株当たり当期純利益	41.09円	46.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	46.07円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成29年1月1日付、平成29年6月1日付及び平成30年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日)	当事業年度 (自 平成29年7月1日 至 平成30年6月30日)
当期純利益(千円)	536,409	615,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	536,409	615,863
期中平均株式数(株)	13,054,488	13,362,390
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	5,368
(うち新株予約権(株))	(-)	(5,368)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(注) 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、平成30年9月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集要項を決定し、当該新株予約権を引受ける者の募集をすることを決議しております。

なお、詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,254,380	1,290,442	61,479	7,483,342	1,972,116	234,843	5,511,226
構築物	260,883	89,879	-	350,763	136,493	19,621	214,270
機械及び装置	9,144	2,191	-	11,336	7,046	500	4,289
工具、器具及び備品	239,837	45,535	640	284,732	208,183	35,228	76,549
土地	588,855	-	-	588,855	-	-	588,855
リース資産	295,155	109,177	21,579	382,752	160,591	68,493	222,161
建設仮勘定	497,150	909,564	1,406,714	-	-	-	-
有形固定資産計	8,145,405	2,446,791	1,490,414	9,101,782	2,484,431	358,686	6,617,351
無形固定資産							
ソフトウェア	33,421	91,303	4,859	119,865	29,490	14,852	90,375
リース資産	12,598	-	9,588	3,010	2,258	921	752
その他	24,829	96,076	91,495	29,409	16,156	1,433	13,253
無形固定資産計	70,849	187,379	105,943	152,286	47,904	17,207	104,381
長期前払費用	50,746	2,624	4,912	48,458	18,111	9,650	30,347

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 チャームスイート京都立本山寺 735,175千円

建物 チャームスイート宝塚中山 529,544千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 チャーム南田辺(圧縮記帳による減額) 61,479千円

3. 建設仮勘定の当期増加額は、各資産の取得に伴う増加額であり、当期減少額は、主に各資産科目への振替額であります。

4. 「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

5. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	908,882	714,980	0.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	993,791	816,198	0.8	-
1年以内に返済予定のリース債務	61,399	80,458	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,506,661	5,488,118	0.8	平成31年7月～ 平成49年11月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	136,070	160,184	-	平成31年7月～ 平成35年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	6,606,804	7,259,939	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	679,250	623,701	567,702	433,334
リース債務	62,313	50,902	36,726	10,242

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,280	1,017	-	-	2,298
賞与引当金	65,010	71,611	65,010	-	71,611
役員退職慰労引当金	114,006	3,226	3,224	114,009	-

(注) 役員退職慰労引当金の当期減少額(その他)は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,742
預金	
当座預金	67,485
普通預金	2,303,146
定期預金	8,000
別段預金	855
小計	2,379,488
合計	2,383,230

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
大阪府国民健康保険団体連合会	257,124
兵庫県国民健康保険団体連合会	225,730
東京都国民健康保険団体連合会	209,664
京都府国民健康保険団体連合会	165,157
奈良県国民健康保険団体連合会	80,257
その他	496,264
合計	1,434,199

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
1,135,590	7,849,771	7,551,162	1,434,199	84.0	59.7

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

品目	金額(千円)
貯蔵品	
介護用消耗品等	5,912
合計	5,912

固定資産

イ．金銭の信託

区分	金額(千円)
入居一時預り金保全金額	2,945,069
合計	2,945,069

ロ．差入保証金

区分	金額(千円)
ホーム賃借保証金	2,843,386
その他	53,498
合計	2,896,885

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社LEOC	36,434
フジ産業株式会社	34,167
株式会社日米クック	22,267
株式会社南テストィバル	12,080
株式会社塩梅なにわ	9,383
その他	29,660
合計	143,993

ロ．未払金

区分	金額(千円)
未払給与	481,649
経費未払金	200,156
退去者未払金	168,269
社会保険料	97,241
事業所税	12,959
労働保険料	6,715
その他	1,944
合計	968,935

ハ．前受収益

区分	金額(千円)
入居一時預り金	1,009,983
合計	1,009,983

固定負債

イ．長期前受収益

区分	金額(千円)
入居一時預り金	2,781,089
合計	2,781,089

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	3,091,689	6,360,334	9,751,903	13,572,989
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	204,172	417,438	512,374	991,235
四半期(当期)純利益 (千円)	124,545	254,637	298,611	615,863
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	9.54	19.51	22.74	46.09

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	9.54	9.97	3.23	23.35

(注) 当社は平成29年1月1日付、平成29年6月1日付及び平成30年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり四半期(当期)純利益」を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度 第33期（自 平成28年7月1日 至 平成29年6月30日）平成29年9月27日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成29年9月27日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
第34期第1四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月6日近畿財務局長に提出
第34期第2四半期（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月5日近畿財務局長に提出
第34期第3四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月7日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成29年9月28日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
有価証券届出書（有償一般募集増資及びオーバーアロットメントによる売出し）平成30年2月16日近畿財務局長に提出
有価証券届出書（有償第三者割当増資）平成30年2月16日近畿財務局長に提出
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
平成30年2月26日近畿財務局長に提出
平成30年2月16日近畿財務局長に提出の有価証券届出書（有償一般募集増資及びオーバーアロットメントによる売出し）に係る訂正届出書であります。
平成30年2月26日近畿財務局長に提出
平成30年2月16日近畿財務局長に提出の有価証券届出書（有償第三者割当増資）に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年9月27日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 徳 丸 公 義 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 俣 野 朋 子 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成30年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションが平成30年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。